

普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習のご案内

(高知労働局長登録第12号 登録有効期限:平成31年3月31日)

事業者 各位

一般社団法人日本ボイラ協会高知支部

事業者は、病院等で使用されている消毒器や、工場や旅館・ホテル等で使用されている熱交換器、ストレージタンク、蒸煮器等で次に示すものにあつては、労働安全衛生法令により労働局長の登録を受けた者が行う講習を修了した者またはボイラー技士等の資格を有する者のうちから作業主任者を選任し、一定の職務を行わずこととされております。

当支部では、下記の日程により標記の講習を行いますので、作業主任者の選任が必要な事業者やこれらの圧力容器に対して、知識習得をお考えの事業者におかれましては、この機会にぜひ受講されますようご案内申し上げます。

◎対象となる容器等の範囲(労働安全衛生法施行令第1条の第5号及び第6条の第17号)

イ. 蒸気その他の熱媒を受け入れ、又は蒸気を発生させて固体又は液体を加熱する容器で、容器内の圧力が大気圧をこえるもののうち、その内容積が5 m^3 をこえる容器。(口又はハに掲げる容器を除く)

該当するものとして、蒸煮器、ダイゼスター、糖化器、消毒器、精練器、加硫器、熱交換機、ストレージタンク等があります。

ロ. 容器内における化学反応、原子核反応その他の反応によって蒸気が発生する容器で、容器内の圧力が大気圧をこえるもののうち、その内容積が1 m^3 をこえる容器。

該当するものとして、オートクレーブ及び連続反応器、原子力関係容器等があります。

ハ. 容器内の液体の成分を分離するため、当該液体を加熱し、その蒸気を発生させる容器で、容器内の圧力が大気圧をこえるもののうち、その内容積が1 m^3 をこえる容器。

ニ. イからハまでに掲げる容器のほか、大気圧における沸点をこえる温度の液体をその内部に保有する容器で、その内容積が1 m^3 をこえる容器。

該当するものとして、スチームアキュムレーター(蓄熱器)、フラッシュタンク等があります。

以上の容器で化学設備関係の危険物を製造し、若しくは取り扱う業務は除きます。

講習実施計画	開催日	定員	会場
	平成29年12月7日(木)～8日(金)	24名	高知県立地域職業訓練センター 高知市布師田3992-4 TEL 088-846-2211
講習科目	第1日目	9:00～17:00	第一種圧力容器の構造・関係法令
	第2日目	9:00～16:00	第一種圧力容器の取扱・修了確認試験
受講料	11,880円(本体11,000円+税)		
テキスト代	①(普通)第一種圧力容器取扱作業主任者テキスト	1,030円	(本体954+税)
	②ボイラー及び圧力容器安全規則	1,130円	(本体1,047+税)
※テキスト代につきましては、テキストの改訂に伴い変更となる場合があります。			
申込要領	受講申込書に必要事項を記入し、写真1枚(縦3.0 cm ×横2.4 cm 、6ヶ月以内撮影上三分身、脱帽、無背景、裏面に氏名記入)を貼付し郵送または窓口へご持参にてお申込み下さい。申込み受付後、受講票を送付いたします。受講料等は、当支部窓口持参または現金書留、銀行(振込手数料はご負担下さい)でお振込み下さい。		
振込先	口座番号 四国銀行高知市役所支店 普通預金口座 0091110 高知銀行本町支店 普通預金口座 0391530 口座名義 一般社団法人 日本ボイラ協会高知支部		
受講取消し等	受講取消しは、講習会初日の前日(土・日・祝祭日除く)午後4時までにご連絡下さい。ご連絡があった場合に限りキャンセルをいたします。受講料等は、当支部窓口にて現金または銀行振込(振込手数料は申込者負担とさせていただきます)にてご返金いたします。テキストをお渡ししている場合は、返品できませんのでご了承ください。指定日時以降の取消、講習会当日の欠席の場合は受講料等の返金はできません。		
申込先	〒780-0821 高知市桜井町2丁目6-31 コーポNOR1F 一般社団法人 日本ボイラ協会高知支部 TEL 088-861-5570 FAX 088-861-5567		
修了証	全科目を受講し、修了試験に合格した方にのみ交付します。(欠席・遅刻・早退等の場合は交付できません)		
注意事項	会場は駐車台数に限りがありますので、同事業所の方はなるべく相乗り等でご来場下さいませようご協力をお願いいたします。		